

障害保健福祉に関する令和4年度予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆**予算額（令和3年度予算額）**
2兆2,351億円



（令和4年度予算案）
2兆3,538億円（+1,187億円、+5.3%）

【令和4年度予算案の主要課題】

- ・ 障害児・障害者に対する良質な福祉サービス、障害児支援の確保
- ・ 地域生活支援事業等の着実な実施
- ・ 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費）
- ・ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月成立）」による医療的ケア児等への支援の実施
- ・ 障害者に対する就労支援の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

※「16か月予算」の考え方により、令和3年度補正予算と一体的に編成し、切れ目のない予算措置を行う。

【主な施策】 ※（ ）内は令和3年度予算額

（1）良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 **1兆7,960億円**（1兆6,789億円）

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。

※上記1兆7,960億円の内数に「障害福祉の現場で働く人々の収入の引き上げ実施分」を含む。

（障害福祉の現場で働く人々の収入の引き上げの実施）

障害福祉職員を対象に収入を3%程度（月額9千円）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施する。

・ 令和3年度補正予算案：414億円（令和4年2月～同年9月分）※交付金で実施（補助率10/10）

（障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援） 令和3年度補正予算案：36億円

新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合でも、影響を最小限に留め、サービスの提供を継続するため、消毒や人員確保等の経費への支援を行うとともに、緊急時に備え、職員の応援体制等の構築を推進する。

（2）地域生活支援事業等の着実な実施 **518億円**（513億円）

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の着実な実施を図る。

(3) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費） 48億円（48億円）

地域移行の受け皿としてのグループホームや生活介護等を行う日中活動系事業所等の整備促進を図る。

（障害者支援施設等の耐災害性強化等） 令和3年度補正予算案：86億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援及び災害復旧を行う。

(4) 医療的ケア等を必要とする障害児等への支援の推進 14億円（11億円）

- ・ 医療的ケア児支援センターの設置を推進するとともに、医療的ケア児等への支援者の養成、家族への支援等を実施。
- ・ 発達障害者支援に関する地域支援体制の強化のため、困難事例への対応等を行う「発達障害者地域支援マネージャー」を配置
- ・ 聴覚障害児支援のための中核機能の整備を引き続き実施。

（医療的ケア児支援センターの開設の促進） 令和3年度補正予算案：0.7億円

都道府県に対して、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく医療的ケア児支援センターを運営する上で必要な備品購入等について補助を行うことにより開設を促進する。

(5) 障害者に対する就労支援の推進 7.8億円（7.7億円）

重度障害者に対する就労支援について、雇用施策と連携して引き続き実施するとともに、働く障害者の生活面の支援ニーズに対応できるよう障害者就業・生活支援センターが就労定着支援事業所への助言等を行うことなどにより、地域の就労支援ネットワーク強化を図る。

（生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所への支援） 令和3年度補正予算案：6.5億円

新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型・B型事業所）に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援する。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.0億円（7.2億円）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスやうつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保を推進する。

（新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援） 令和3年度補正予算案：0.5億円

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴ううつ病等に対する精神保健上の支援（心のケア）を実施できるよう精神保健福祉センター等への支援を行う。

(7) 障害児・障害者の自立・社会参加支援の推進 31億円 (32億円)

障害児・障害者の自立・社会参加支援を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援、読書環境の整備、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保やICT機器の利用支援等による情報・意思疎通支援の充実、障害者自立支援機器の開発支援や補装具装用訓練等を提供する機関の普及などの取組を推進する。

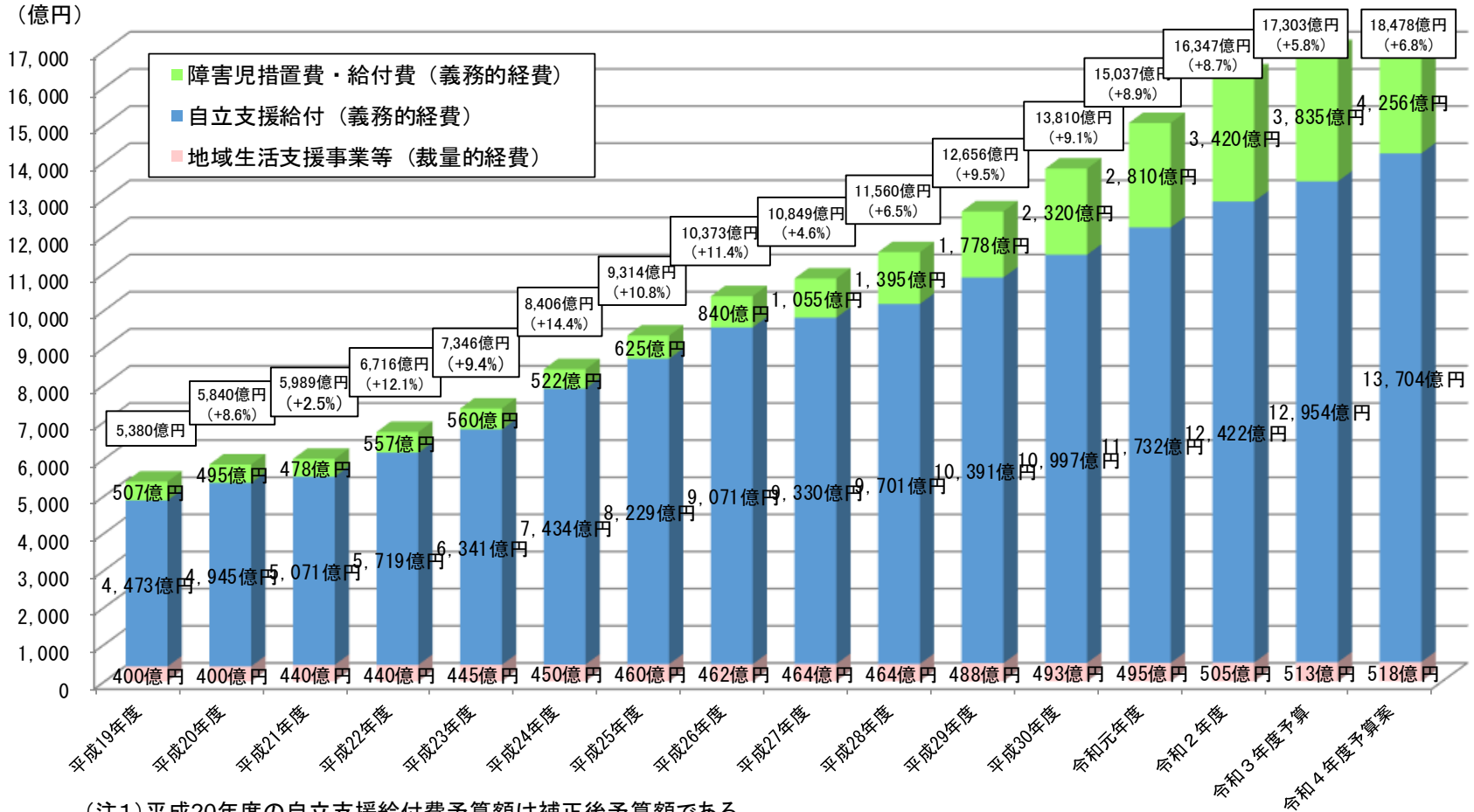
(8) アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 9.5億円 (9.4億円)

依存症対策の全国拠点において、依存症対策に携わる人材養成や調査研究に取り組む。また、都道府県等において、依存症対策の人材養成や医療・相談支援拠点を整備するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携を推進し、早期発見・早期対応につなげる。さらに自助グループ等の民間団体を支援する。

※ 令和3年度補正予算においては、上記事業の他、障害福祉分野のICT・ロボット等導入支援等を実施

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は15年間（平成19年～令和4年）で約3倍に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、障害福祉職員を対象に、令和4年度障害福祉サービス等報酬改定により、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を講じる。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

概要（案）

■対象期間

令和4年10月以降の賃金引上げ分

■加算額

対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の総報酬にその加算率を乗じた額を支給。

■取得要件

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）等
※就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外。

■対象となる職種

福祉・介護職員

※ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

概要

※詳細は事業執行までに検討

■対象期間

令和4年2月～9月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)

■補助金額

対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数(常勤換算)に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の総報酬にその加算率を乗じた額を支給。

■取得要件

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)等
※就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外。

■対象となる職種

福祉・介護職員

※事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

■交付方法

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払(国費10/10、約414億円)。



新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和3年度補正予算額:36億円

事業概要

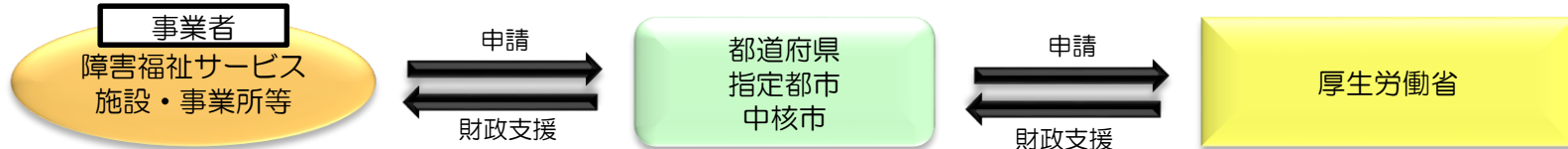
- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めるため、障害福祉サービス施設・事業所等が、関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。
- 施設・事業所等において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

事業内容

- 1. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要な経費の支援**
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用等、サービス提供の継続に必要な経費を支援する。
- 2. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等に協力する施設・事業所等において必要となる経費の支援**
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費を支援する。
- 3. 今後に備えた緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な経費の支援**
平時から、関係団体等と連携・調整し、障害福祉サービス施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、地域の施設・事業所等による支援を行える体制の構築や、コミュニケーション支援等の障害特性に配慮が必要な障害福祉サービス利用者が入院・宿泊療養をすることとなった場合に医療機関又は宿泊療養施設での支援を行うために必要な経費を支援する。

事業スキーム等

- 実施主体:上記1、2の事業 都道府県・指定都市・中核市
上記3の事業 都道府県
- 補助率:上記1、2の事業 国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3
上記3の事業 国2/3、都道府県1/3



地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和4年度予算案)

令和4年度予算案

地域生活支援事業費等補助金	518億円	(令和3年度予算額 513億円)	
(うち地域生活支援事業)	453億円	(令和3年度予算額 451億円)	補助率：50／100以内
(うち地域生活支援促進事業)	65億円	(令和3年度予算額 62億円)	補助率：1／2又は定額

- ※ 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業（障害分）の対応分を含む。
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分（基本事業の交付税措置分を除く）
 - ・ 地域活動支援センター機能強化事業分（ “ ” ）

主な見直し内容

1. 地域生活支援事業

○ 「市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業」【新設】（市町村事業：任意事業）

障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等の抱える課題等を把握し、地域において孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う者を市町村に配置し、地域生活定着支援センターとの連携の強化を図る。

2. 地域生活支援促進事業

(1) 「発達障害者支援体制整備事業」【拡充】（都道府県事業、補助率：1／2）

市町村や事業所等が抱える困難事例への対応力強化を図るため、発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制強化を行う。

(2) 「医療的ケア児等総合支援事業」【一部新規】（都道府県事業、補助率：1／2）

都道府県において、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置が推進されるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置に係る補助の拡充を行い、医療的ケア児とその家族への支援の充実を図る。

(3) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」【拡充】（都道府県事業、補助率：1／2）

都道府県等が実施する圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催、アウトリーチ支援やピアサポートの活用等に対する補助の拡充を図る。

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和3年度予算額
4,812,175千円

→ 令和4年度予算案
4,812,175千円

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



1. 補助内容

- 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等（※1）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、
⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

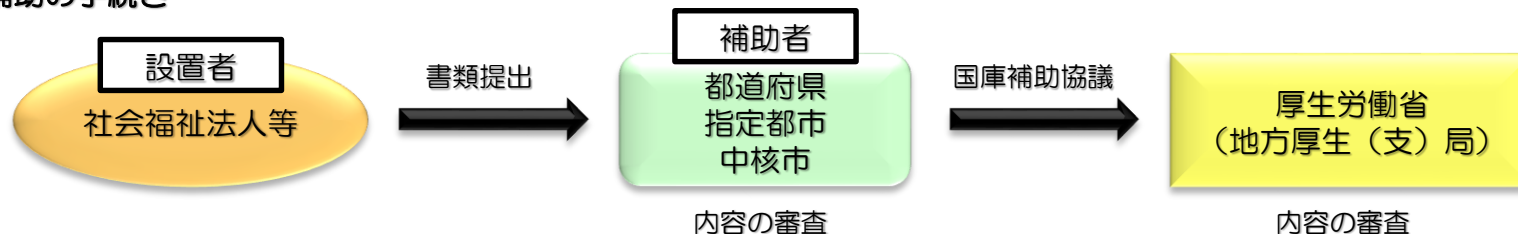
国庫補助を受ける場合

- ・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害福祉施設等を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール(当初予算分)

- 3月上旬 : 厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査
- 3月末 : 国庫補助協議書の提出(地方自治体 → 地方厚生(支)局)
(地方厚生(支)局における地方自治体ヒアリング)
- 4月下旬 : 国庫補助協議書の提出(地方厚生(支)局 → 厚生労働省)
- 6月中旬～下旬: 厚生労働省から地方自治体へ内示

※ 都道府県等においては、国庫補助協議の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

参考:対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。

<障害者総合支援法上のサービス>

- | | | | |
|----------|------------------|-------------------|----------|
| 日中活動系: | • 短期入所(ショートステイ) | • 療養介護 | • 生活介護 |
| 居住支援系: | • 自立生活援助 | • 共同生活援助(グループホーム) | |
| 訓練系・就労系: | • 自立訓練(機能訓練) | • 自立訓練(生活訓練) | • 就労移行支援 |
| | • 就労継続支援(A型=雇用型) | • 就労継続支援(B型=非雇用型) | • 就労定着支援 |
| 施設系: | • 施設入所支援 | | |
| 相談系: | • 相談支援事業所 | | |

<児童福祉法上のサービス>

- | | | | | |
|----------|--------------|----------|--------------|---------------|
| 障害児通所支援: | • 児童発達支援センター | • 児童発達支援 | • 放課後等デイサービス | • 居宅訪問型児童発達支援 |
| | • 保育所等訪問支援 | | | |
| 障害児入所支援: | • 障害児入所施設 | | | |

<その他>

- | | | | | |
|----------------|--------------|-----------|----------------|----------|
| 保護施設 | : • 救護施設 | • 更生施設 | • 授産施設 | • 宿所提供施設 |
| 身体障害者社会参加支援施設: | | | | |
| | • 補装具製作施設 | • 盲導犬訓練施設 | • 視聴覚障害者情報提供施設 | |
| その他 | : • 社会事業授産施設 | • 福祉ホーム | • 応急仮設施設 | |
| | • 日常生活支援住居施設 | • 無料低額宿泊所 | | |

障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業

令和3年度補正予算額:85.3億円

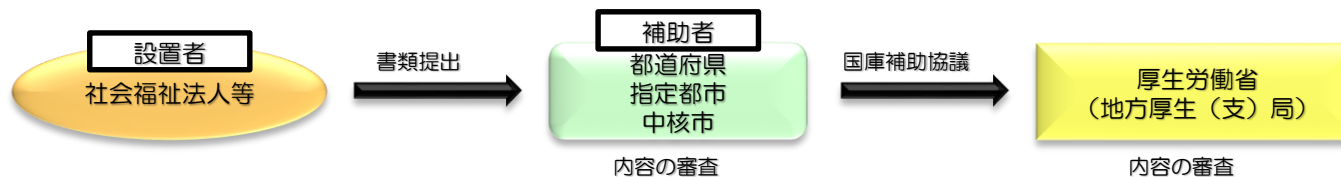
- 障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。

防災・減災対策

- 近年の自然災害を教訓に、障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、浸水被害等に備えた改修等の防災・減災対策を進める。



補助割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4



医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

令和4年度予算案（令和3年度予算額）：4.0億円（2.2億円）

【事業内容】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく医療的ケア児支援センターの設置（医療的ケア児コーディネーターの配置）により、医療的ケア児とその家族からの相談を受け、適切な支援に繋げるための支援を行うとともに、地方自治体における協議の場の設置や医療的ケア児に係る支援者の養成研修、医療的ケア児やその家族の日中の居場所作りや活動の支援等を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

総合的な支援を実施

地方自治体における 医療的ケア児等の協議の場の設置

- 保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場の設置
- 現状分析のための、医療的ケア児数の把握・ニーズ調査の実施
- 医療的ケア児のご家庭向けの情報提供（HP、ガイドブックの作成）等

- ✓ 地方自治体において、医療的ケア児等とその家族への支援体制の強化
- ✓ 障害福祉サービスでは実施が難しいニーズに対する支援
- ✓ 地域に障害福祉サービス等の実施事業所がなくても地方自治体による支援の実現が可能

医療的ケア児等コーディネーター 医療的ケア児等支援者（喀痰吸引含む）の養成研修



併行通園の促進

- 事業所からの付き添いなどのバックアップ
- 適切な情報交換



障害児通所支援施設

保育園・幼稚園

医療的ケアのある子どもとその家族

医療的ケア児等に対応する看護職員 確保のための体制構築

- 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- 就業先とのマッチング 等



看護職員への研修



障害児通所支援施設

医療的ケア児等とその家族への支援



家族のレスパイト



きょうだい児への支援

課題

その他、障害福祉サービス等と重複しない支援

令和4年度拡充

医療的ケア児支援センターへの医療的 ケア児等コーディネーターの配置等

- 医療的ケア児支援センター等への医療的ケア児等コーディネーターの配置
- コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置
- 移行期（NICUから在宅生活への移行、学校生活への移行、成人期への移行等）における重点的な相談体制の整備 等

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター (都道府県)

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



管内の情報の集約

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの**様々な相談に総合的に対応**。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への**地域の活用可能な資源の紹介**を行う。

等

● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族の**ニーズの地域への共有**を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の**情報収集・発信**を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の**研修を実施**する。
- ▶ 地域の関係機関からの**専門性の高い相談に対する助言等**を行う。

等

医療的ケア児に係る様々な相談

- 仕事と育児を両立させたい。。
- 先々の子育ての見通しが見つからない。。
- 兄弟に関わる時間がとれない。。
- 緊急時の預け先がない。。
- 夜間のケアがづらい。。

- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

市町村等（地域の支援の現場）

障害者就業・生活支援センター
ハローワーク 等



訪問看護ステーション



医療機関

障害児通所支援事業所



医療的ケア児やその家族を支援する多職種による連携体制の構築



市役所



学校



保育所・幼稚園



相談支援事業所

支援の実施

センター設置により相談先が明確化。

医療的ケアのある子どもとその家族

どこに相談すれば良いか分からない。。



- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、9月から施行されているところ、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する等の目的を踏まえ、都道府県において「医療的ケア児支援センター」を早期に開設し、医療的ケア児やその家族からの相談を受け、医療的ケア児に適切な支援に繋げることが期待されている。このため、都道府県に対して、「医療的ケア児支援センター」を運営する上で必要な備品購入等について補助を行うことにより開設を促進する。

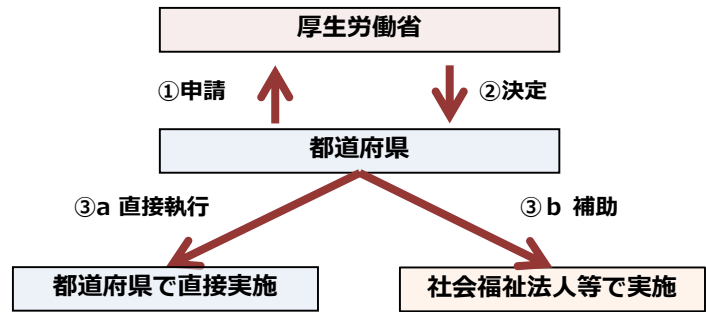
実施主体

都道府県
 (都道府県が自ら改修等を行うほか、医療的ケア児支援センターの運営を委託や指定により実施する場合、委託等を行う社会福祉法人等への補助を行うことも可能。)

補助率など

- 上限額 医療的ケア児支援センター 1カ所当たり200万円
- 補助率 国 3/4 都道府県 1/4
- 対象経費 医療的ケア児支援センターを運営するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費 等

事業スキーム

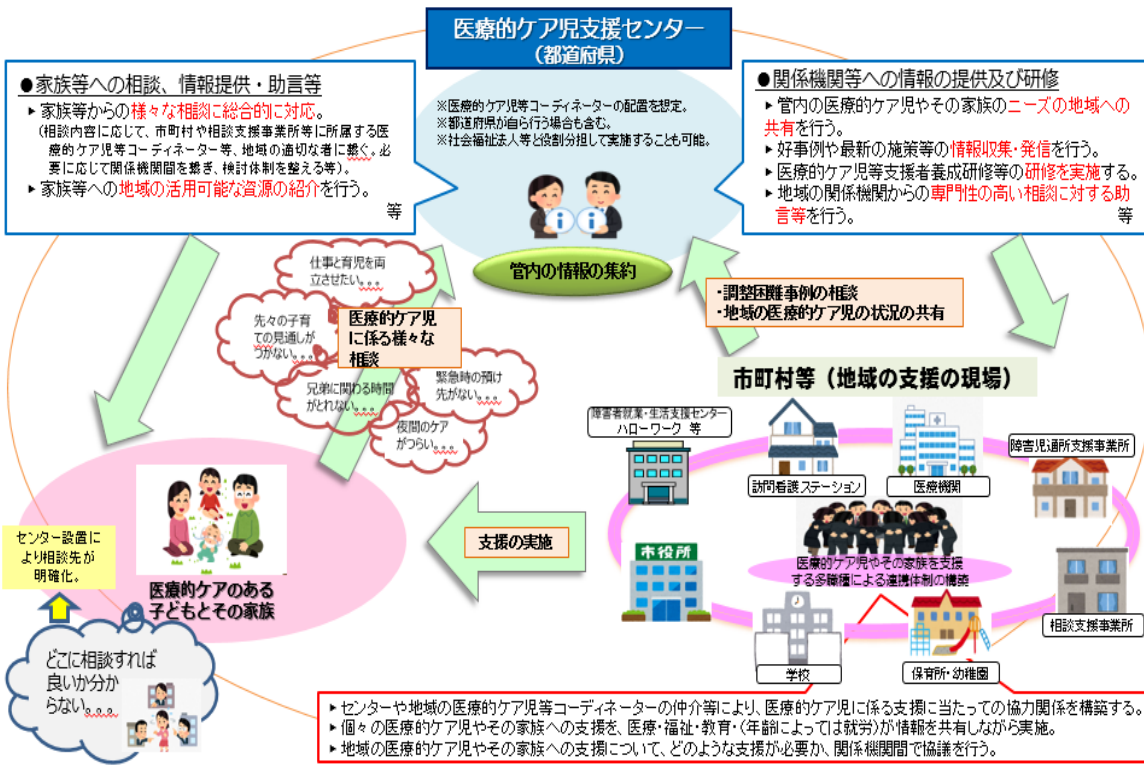


医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



聴覚障害児支援中核機能モデル事業

令和4年度予算案(令和3年度予算額):1.7億円(1.7億円)

目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

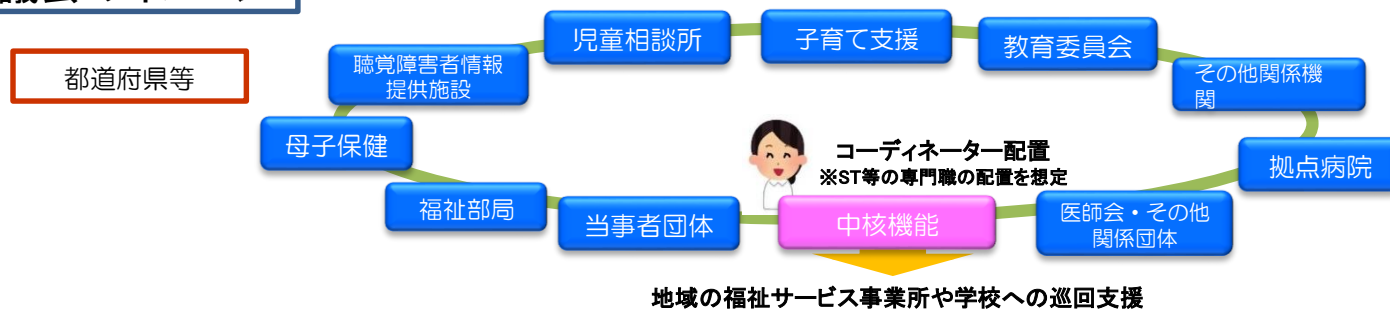
内容

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施
5. 聴覚障害児支援に関する研修等の開催

実施主体

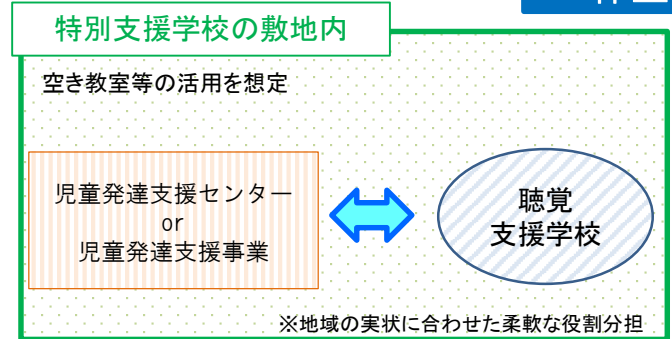
- ・都道府県
 - ・指定都市
- (委託可)
- ※全国で14か所程度

協議会のイメージ

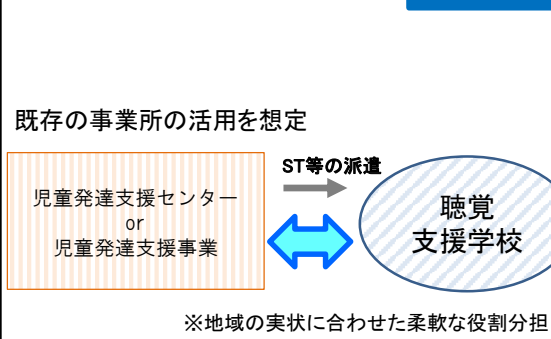


中核機能イメージ

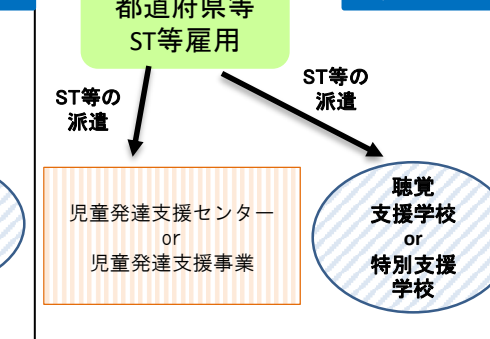
一体型



連携型



派遣型



雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

令和4年度予算案：766,875千円（地域生活支援促進事業）

（令和3年度予算額：766,875千円（地域生活支援促進事業））

○雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

1 事業目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業内容等

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

- ※ 支援対象として想定している重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 本事業の開始に当たっては、雇用施策との連携について十分な準備期間等を設けることを検討。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案することを想定。

3 実施主体

市町村

4 補助率

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

定着支援地域連携モデル事業

令和4年度予算案
16,560千円【新規】
(保健福祉調査委託費)

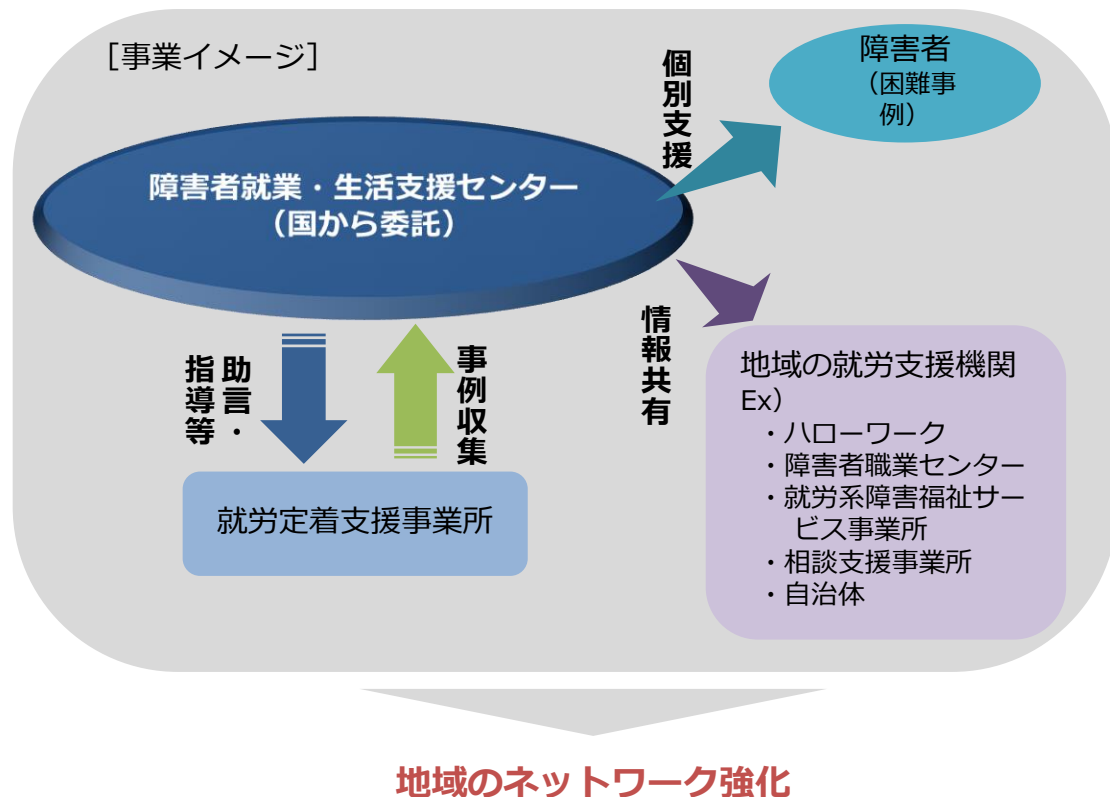
- 地域における障害者の就業に伴う生活面の支援ニーズへの対応力を向上させるため、障害者就業・生活支援センターによる地域の就労定着支援事業所に対するスーパーバイズや、困難事例に対する個別支援等の取組を通じた課題の把握や取組事例の収集を行い、他の就労支援機関への情報共有・普及啓発を実施することで、地域の就労支援ネットワークの強化を図る。

実施主体

障害者就業・生活支援センターを運営している社会福祉法人等
※ 2箇所程度を想定

事業内容

- 地域の就労定着支援事業所への助言・指導等
- 困難事例に対する個別支援の実施
- 就労定着支援事業所の取組事例の収集
- セミナー等における取組内容の周知、啓発



新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援を行う。

実施主体・補助率

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

対象費用

生産活動を拡大するため必要な以下に掲げる費用

- ① 新たな生産活動への転換等に要する費用（上限15万円）
- ② 新たな販路開拓に要する費用（上限5万円）
- ③ コンサル派遣等経営改善に要する費用（上限5万円）
- ④ 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用（上限5万円）

※ 1事業所あたり最大30万円

対象事業所

次のいずれの要件も満たす就労継続支援A型・B型事業所

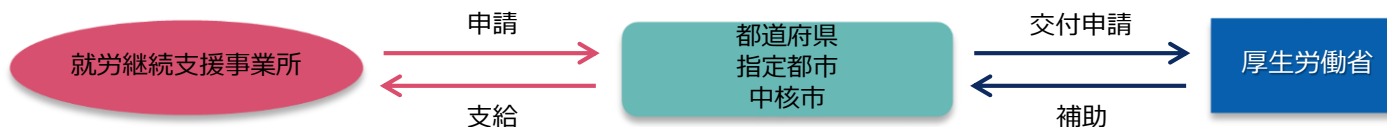
ア 申請月において利用者を受け入れていること

イ 工賃実績を都道府県等に報告していること

ウ 次の（i）又は（ii）の要件に該当すること

- （i）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で50%以上減少した月があること
- （ii）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間があること

事業スキーム



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和4年度予算案：669,312千円（令和3年度予算額：584,453千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和4年度予算案：39,114千円（令和3年度予算額：40,821千円）

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

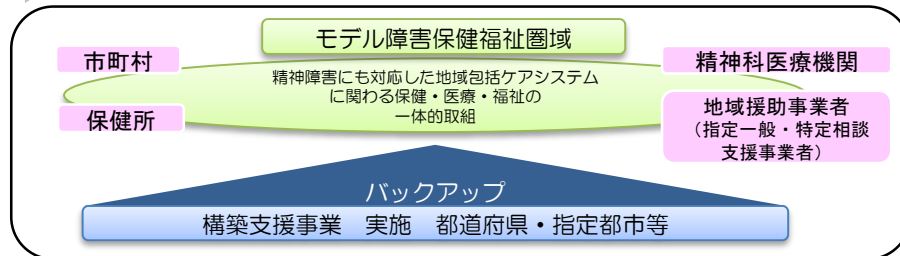
① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1は必須）

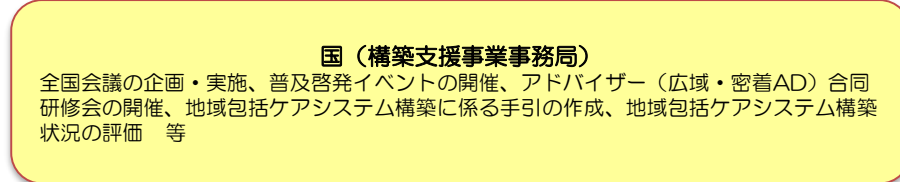
1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力等



多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業

多職種・多機関連携を図り、地域での医療支援連携体制整備及び住宅確保支援連携体制整備を試行的に実施することにより、精神障害者が生活を送る上で必要となる支援内容等の明確化を図るための事業

令和3年度予算額 68,358千円 → 令和4年度予算案 68,358千円

多職種・多機関による地域連携体制の整備

医療支援連携体制の整備

住宅確保支援体制の整備



精神科
医療機関

医療機関

訪問看護
ステーション

障害福祉
サービス事業所

相談支援
事業所



GH



住宅

住宅セーフティネット住宅等における精神障害者の入居を拒まない専用住宅（家賃低廉化補助等）等への入居



緊急時の受け入れ・対応

- ・短期間の利用が可能な地域資源
- ・地域生活支援拠点等



連携支援
コーディネーター（医療）
（仮称）

必要な時に必要な医療を
提供できる体制を整備する



連携支援
コーディネーター（福祉）
（仮称）

グループホームを活用し、
住宅への入居を支援する



地域の一員として
自分らしい暮らしの実現



相談支援
専門員

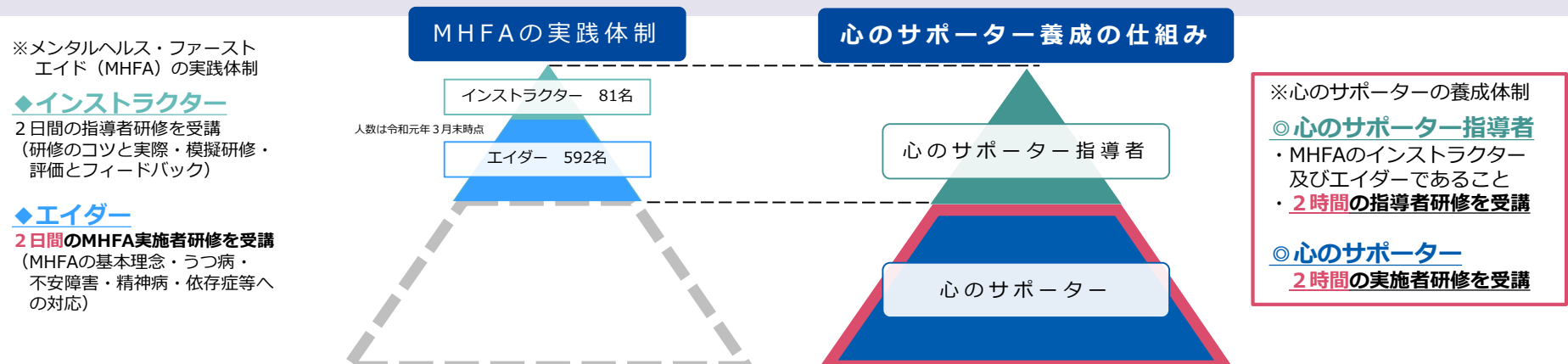


ピアサポーター

心のサポーター養成事業

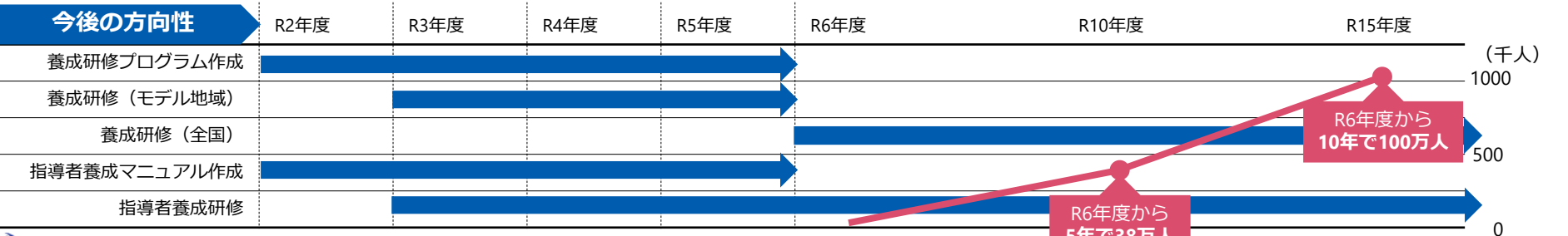
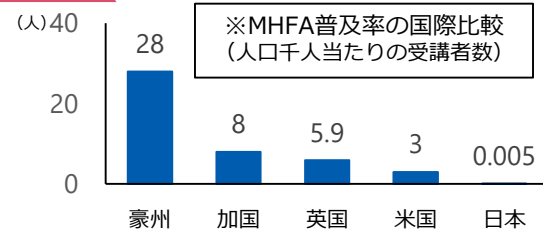
令和3年度予算額 28百万円 → 令和4年度予算案 28百万円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。



心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」 (小学生からお年寄りまでが対象)
⇒ MHFAの考え方に基づいた、**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用** (座学+実習)



新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業

令和3年度補正予算額：51百万円

概要

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化することに伴い、心身の変調が生じる住民が増えていくことに備え、十分な精神保健上の支援（心のケア）を実施できるよう、精神保健福祉センターや保健所等への財政支援を実施する。

新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、その他保健所設置市、特別区

【補助率】3/4

【事業内容】

① 住民への心のケア

- 住民からの相談対応（対面、電話、メール、SNS等）
- 関係機関との連絡会議
- 相談対応にかかる研修、広報



電話相談



SNS相談

② 市町村等が行う相談支援に対する後方支援・技術的助言



③ 新型コロナウイルス感染症により様々な影響を受けている機関・組織に対する、精神科医等による心のケアに関する技術的支援・助言



障害者の芸術文化活動に関する予算案

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和4年度予算案：3.0億円（令和3年度予算額：3.4億円）

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- （1）都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- （2）ブロックレベルにおける広域支援（都道府県の支援センターへの支援、地方自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- （3）全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕（1）都道府県 1/2 （2）、（3）社会福祉法人、NPO法人等 定額（10/10相当）

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

令和4年度予算案：1.4億円（令和3年度予算額1.9億円 ※）

（1）全国障害者芸術・文化祭（令和4年10月22日～11月27日 沖縄県で開催予定）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

（2）障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕（1）都道府県 定額（10/10相当）（2）都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く。） 1/2

（※）令和3年度予算額には、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から延期された宮崎大会の予算を含む。

視覚障害者・聴覚障害者への情報・意思疎通支援の推進 関連予算

令和4年度予算案:5.1億円(令和3年度予算額:4.3億円)

主な事業

視覚障害者等用図書情報ネットワーク運営事業

令和4年度予算案:1.2億円(令和3年度予算額:0.9億円)

- 視覚障害者等がインターネットを利用し、自宅にいながら全国の点字図書館の蔵書・図書の検索や貸出を行うことができる「サピエ」(視覚障害者等用図書情報ネットワーク)を運営するもの。
- 近年の法整備等により、サピエの安定的な運営に資する支援を求められており、令和4年度は利用者拡大のための広報活動の強化や「サピエ」に災害や新型コロナウイルス感染症対策に関する情報・支援施策を速やかに掲載するための体制強化を実施。

若年層の手話通訳者養成モデル事業

令和4年度予算案:0.2億円(令和3年度予算額:0.1億円)

- 若年層の手話通訳者の養成の促進を目指し、大学生等を対象とした「手話通訳者養成モデル事業」を実施している。
※(社福)全国手話研修センターへの委託事業
- 令和3年度までは龍谷大学にて手話通訳者養成を行っていたが、若年層の手話通訳者養成の促進を図るため、モデル実施養成学校増加に必要な予算を計上。

意思疎通支援従事者確保等事業(新規)

令和4年度予算案 0.5億円

- 意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者を支援する意思疎通支援従事者の高齢化が進んでいる状況やICT機器の急速な進化を踏まえると、専門的な技能を有する若者の人材確保や障害者等のICT機器の利用支援を図る必要がある。
- このため、意思疎通支援従事者の確保を図ることを目的として若年層に対する広報及び意思疎通支援従事者を活用して障害者等への支援を行っている事業者の情報収集・発信等や、障害者等のICT機器の利用支援を図ることを目的としてICTサポートセンターの活動を支援する拠点の設置等の事業を実施する。

障害者自立支援機器等開発促進事業

令和4年度予算案: 1.2億円(令和3年度予算額: 1.2億円)

概要

- 障害者等の支援機器は、市場規模が小さいことに加え、障害特性・地域特性に応じて多様なニーズがあり、技術力(シーズ)を有する企業は存在するものの、障害者ニーズの探索が不十分といったニーズとシーズのマッチングに課題がみられるため、障害者等が持続的かつ実用的に利用できる製品開発が進まない現状がある。
- ニーズとシーズのマッチング課題については、平成26年より障害者等参加型の交流会を都市で開催しているが、障害者等の支援機器に対するニーズは地域の実情によっても異なるものであるほか、支援者等も含めた特有のニーズを収集することがニーズとシーズの的確なマッチングには重要であることから、ニーズ・シーズマッチング交流会を都市と地域で開催する。
- また、障害者等に資する実用的な製品開発の更なる促進のために、障害者総合福祉推進事業により開発したニーズ発掘手法を用いて、支援機器開発に携わる医療福祉専門職、エンジニア等を対象に、開発の初期段階から製品化及び事業展開の視点を備えたうえで、障害特性や地域特性をふまえて障害者等のニーズを発掘し、課題解決に向けた開発プロセスを習得するための事業を実施する。

ニーズ発掘

事業モデル構築

開発着手

創業

○ 自立支援機器イノベーション人材育成事業【新規】

【事業内容】

ワークショップを通して下記を実施する。

- 本質的ニーズを抽出し、明確化できる人材を育成
- 障害者等の課題を踏まえ、解決策を導き出せる手法を習得

○ 障害者自立支援機器等開発促進事業

開発事業に応募できるコンセプトが創出できた企業等に令和5年度、優先枠を設ける予定

ニーズ・シーズマッチング交流会にも参加して、ニーズ収集

○ ニーズ・シーズマッチング交流会

・開発中(試作機)の支援機器の出展を通じ、ニーズに則した改良・改善の情報収集や新たなニーズの収集等

※都市開催3箇所、地域開催2箇所

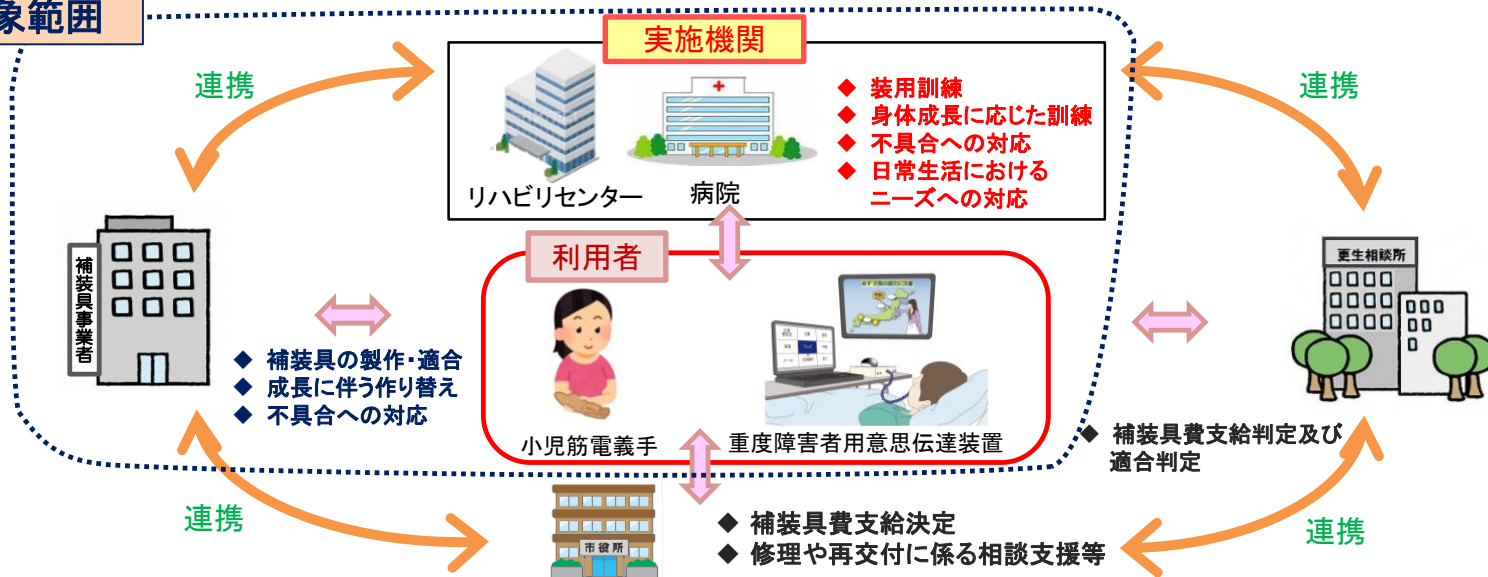
補装具装用訓練等支援事業

令和4年度予算案:31百万円(令和3年度予算額:23百万円)

概要

- 補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定されるが、とりわけ「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」は、操作性及び習熟度の向上を目的とした訓練(装用訓練)過程において、当該訓練に用いる機器に関し、病院やリハビリテーション施設の負担、または、補装具事業者からの貸出等により実施されている現状がある。
- また、当該補装具の引き渡し後においても、身体の成長や症状の進行に応じて適切なフォローアップが必要であるが、その実施状況は病院やリハビリテーション施設等の機関によって異なっている。
- 令和3年度より、「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」の装用訓練の提供やフォローアップ実施の推進に取り組む病院及びリハビリテーション施設の普及を目的として、当該補装具の装用訓練等を提供できる医療・福祉職の人材育成と装用訓練に要する機器の購入や借用に係る費用について補助事業を展開している。
- 令和3年度は、実施機関6箇所事業を開始したところであるが、装用訓練の提供やフォローアップ実施の推進に取り組む病院及びリハビリテーション施設の普及を加速させるため、令和4年度においては、令和3年度の実施機関6箇所から、さらに2箇所分を追加(計8箇所分)した予算を計上し、装用訓練を提供できる体制及び拠点施設の整備を進める。

事業の対象範囲



依存症対策の推進にかかる 令和4年度予算案

<令和3年度予算> 9.4億円 → <令和4年度予算案> 9.5億円

①地域における依存症の支援体制の整備

6.0億円 → 6.0億円

都道府県・指定都市等において、人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

②依存症民間団体支援

0.4億円 → 0.4億円

依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援する。

③全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

1.1億円 → 1.1億円

依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）において、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等における指導者の養成や情報発信等を通じて、依存症治療・支援体制の整備を推進する。

④依存症に関する調査研究の実施

1.2億円 → 1.4億円

依存症の実態解明等に関する調査に加え、第2期アルコール健康障害推進基本計画に盛り込まれている発生予防や治療等に係る各種ガイドラインの作成やプログラムの開発等に係る調査研究を実施する。

⑤依存症に関する普及啓発の実施

0.8億円 → 0.8億円

依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

⑥アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援

地域生活支援事業等の内数 → 地域生活支援事業等の内数

地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

障害福祉分野のロボット等導入支援事業

令和3年度補正予算額: 2.9億円

障害者支援施設等が、介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るため、ロボット等を導入するための費用について支援を行う。

【事業概要】

- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設等がロボット等を導入するための費用について財政支援を実施する。

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

- 国 2 / 3 都道府県、指定都市、中核市 1 / 3

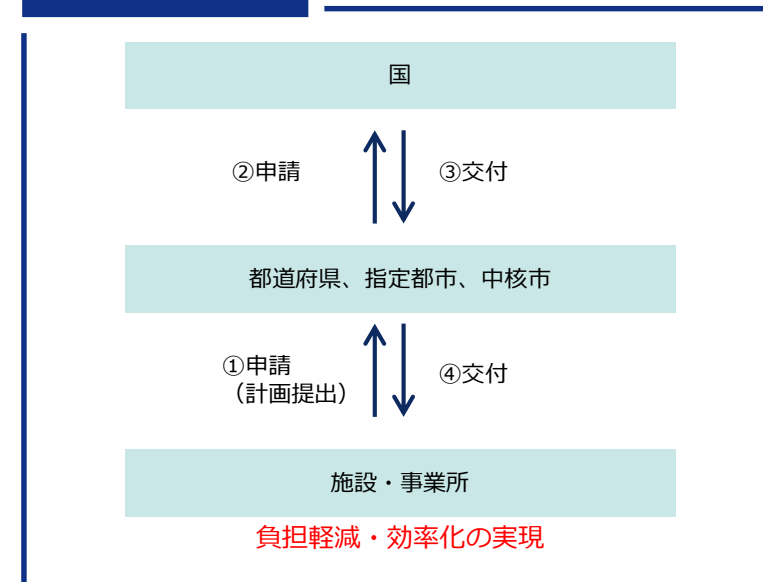
【対象施設・事業所】

- 障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設
- ※ 申請に当たっては、達成目標、導入機器、期待される効果等を記載した介護業務の負担軽減等のためのロボット等導入計画の作成が必要。

【補助対象機器】

- 日常生活支援における移乗介護や見守りで利用するロボット等が対象。
- ※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

事業スキーム



障害福祉分野のICT導入モデル事業

補正予算

令和3年度補正予算額: 4.6億円

1. 事業目的

障害福祉分野におけるICT活用による生産性向上の取組を促進し、また新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入による安全・安心な障害福祉サービスの提供等を速やかに推進する。

2. 事業概要

- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会に参加し、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス事業所等

【補助単価】 1事業所あたり 上限100万円

【負担割合】 国2/3 都道府県・市1/3

3. 事業スキーム

